

# 偽柳宗元手書「龍城石刻」諸本の特徴と系統（上）

戸崎哲彦

## はじめに

柳宗元(773-819)、字は子厚。早くよりその手書真蹟であると伝えられて来たものに「龍城石刻」があるが、前稿で考証したように<sup>(1)</sup>、柳宗元に仮託した宋人の偽作『龍城録』に拠って捏造されたものであると判断せざるを得ない。今日その重刻や拓本が多く伝存するのは、同じく前稿で考察したように、その銘文内容から拓本が早く明代から護符として流布したためであるが、じつはそれらは必ずしも同一ではない。この意味においても多くの偽作が存在した。では最初の偽刻はどのようなものであり、いつ、いかなる翻刻が出現したのか。

これら翻刻碑石の拓本も広く知られており、管見の及ぶ限りでも、50枚近くが図書館・博物館等に所蔵されて現存し、また明清の石刻資料にも多くの著録が見られる。しかし刻文内容・字跡・残欠・亀裂・剥落・サイズ等の諸点から観るに、それらは同一ではなく、幾つかの系統に分かれる。本稿では「龍城石刻」諸本の異同と特徴を考究して分類を試み、さらに出現・変化の経緯の問題に及びたい。

## I 現存石刻とその異同

現存石刻は、管見によれば、以下のものがある。

01：1977年柳州市博物館重刻、柳州柳侯祠所蔵

忠実に複製されたレプリカ。縦書き、向って右から左へ、計11行、縦17cm（最長）、横47cm（最長）、厚さ8m<sup>(2)</sup>。前稿に写真を付す。刻文は以下の通り。

- 
- (1) 「傳柳宗元手書「龍城石刻」辨偽—“神”となった柳宗元」(『島大言語文化』30、2011年)。  
(2) 陳俊「柳州“龍城石刻”之流變」(『第五屆柳宗元國際學術研討會・柳宗元研究論文集』2010年永州、『嶺南考古研究(10)』中國評論學術出版社2010年)。また、この他に「2007年柳州博物館據1977年翻刻“龍城石刻”複製,不落翻刻時間及制作者名款。横(最長)45.5、

11	10	09	08	07	06	05	04	03	02	01
井中	得此于柳	天啓三年 奠重	柳宗元	元和十二年	醜	福四民制	鬼出七首	守驅厲	城柳神	石刻

今、01行を標題、02-05行を銘文、07-08行を自署、09-11行を跋文と呼んでおく。03行の頭（「所」字）から右斜め01「石」字にかけて欠損、06の頭（「九」字）から05「民」字にかけて右斜めに亀裂がある。歴代の石刻著録等では02・08・10の「柳」を「柳」に、09「糞」を「糞」に、10「得」を「得」に、10「于」を「於」に作るものが多い。いずれも異体字であることによる。

02：民国二二年(1933)周耀文重刻、柳州市柳侯祠所藏

縦（最長）17cm、横（最長）46cm、厚さ5-7cm。08行「柳宗元」で終わり、跋文09-11行はなく、その部分に次のような重刻者周耀文の跋文がある。

民初此碑，安教育局内。/十七年秋西南半壁/火災，碑被焚。廿二年冬，/邑人周耀文<sup>(3)</sup>重刻。/「煥」(印)・「章」(印)

「煥章」は周耀文の字か。民国初に碑石が安置されていた「教育局」は民国十四年に勸学所から改名<sup>(4)</sup>、柳侯祠は局内に置かれていた。一説によれば<sup>(5)</sup>、1977年重刻のレプリカはこの周耀文重刻本と原碑拓本に拠るものであり、周氏刻本は「原碑拓片」に基づくというが、周刻は09以下を欠いてその部分に周氏自身の跋文が刻されているから、明らかに異本であり、また「原碑」が何を指すか不明であるが、1977年重刻本とは筆跡もやや異なっている。詳しくは後述。

縦（最寛）17.3、厚5釐米，重7697克。該石刻……由柳州市譚鳳能先生以電腦雕刻機雕刻（p323）があるという。

(3) 蕭澤昌等『柳州史話』（廣西人民出版社1983年p41）・『柳州市志』（廣西人民出版社1999年）第六卷「碑刻」（p422）は「周耀文」に、柳州市石刻研究組『柳侯祠石刻選注』（柳州日報印刷廠1983年p22）は「周燦文」に作り、柳州市柳宗元學術研究会『柳侯祠石刻注釋』（廣西人民出版社1993年p8）は「文」を缺く。

(4) 『柳州市志』第六卷「教育志」（p119）。

(5) 楊群「柳州「龍城石刻」新考」（『上海大學學報(社会科学版)』1987-1、p75）。「筆者曾於七十年代在柳州市博物館工作過近七年時間」（p77）。

03：同治元年(1862)常維潮重刻

広東省連州陽山県に重刻。ただし現存するかどうかは未詳。「龍城石刻」の上部に次のような跋文がある。

余既刊昌黎“鳶飛魚躍”四大/字，嵌之壁間<sup>(6)</sup>。適得柳州/殘石搨本，因思柳書亦/無不多見。韓、柳名重，/瑜亮一時，宜刊為合/璧，以廣其傳。按：原/文為“龍城柳神/所守驅厲鬼出/七首福四民制/九醜”一十八字，石/在粵西  
柳州，明・天啓三年得之/井中，相傳攜/墨本過洞庭可/避風波，故誠者/寶之云。/同治元年三月，/大梁常維潮跋/于陽山官廡。

常維潮(1819-?)は咸豊六年(1856)進士、陽山知県となり、同治三年に潮州府潮陽知県に遷る<sup>(7)</sup>。陽山県と潮州の二地はかつて韓愈が左遷された地でもある。

銘文・自署および欠損部分は現存1977年重刻と同一。ただし09以下の跋文は録されていない。08行の後には余白があり、また常氏跋文中に「天啓三年得之井中」と見えるから、所拠の「柳州殘石搨本」にはそれが刻されていたはずである。周耀文重刻所拠「原碑」は重刻五年前の民国一七年に焼失しているが、常氏所拠本とは同一ではない。詳しくは後述。

## Ⅱ 現存拓本とその異同

清代から拓本も多く伝わっているが、必ずしも同一ではない。まず上記の諸点から二乃至四種に分類することができる。

### 甲種

01：1977年柳州市博物館重刻本

現存する重刻によったもので、最も広く通行している<sup>(8)</sup>。

02：北京図書館蔵「龍城刻石」、裱軸748、各地3161、各地3913。

『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本匯編・唐・029』<sup>(9)</sup>所収「龍城刻石」(p130)

(6) 曹騰駢・黃道欽『廣東摩崖石刻』(広東人民出版社1998年)に乾隆五四年(1789)潘元音摸刻「鳶飛魚躍」(陽山縣賢令打字巖)(p32)、また光緒二年(1876)蕭丙堃摸刻「鳶飛魚躍」(陽春市春湾鎮慈雲巖洞)(p33)を収録。

(7) 国立故宫博物院収蔵「兩廣總督毛鴻賓等奏請以常維潮調廣東潮陽知縣」(文獻編号094975)。

(8) 前掲『柳侯祠石刻選注』(p16)、柳州市地方志編纂委員會『柳宗元圖傳』(広西美術出版社2004年、p148)、張益桂『廣西石刻人名録』(瀕江出版社2008年)「柳宗元」(p43)に掲載。

(9) 中州古籍出版社1989年。

は748。北京図書館は今の国家図書館。台湾旧中央図書館も国家図書館に改名されおり、本稿では混同を避けるために旧称を用いる。解説に「唐元和十二年(817)刻。石在廣西馬平，明天啓三年龔重得於井中。拓片高17釐米，寬47釐米。柳宗元撰并行書。尾有明天啓三年龔氏題款。此本為硃拓」。硃拓本であるが『匯編』の印刷はモノクロであるために全体的に不鮮明。ただし「龔氏題款」は09「天啓三年龔重」で終わり、「得於井中」を告げる部分を欠く。3161等は墨拓本、16×45cm、跋文あり。

刻字内容・欠損部分・亀裂・字跡はいずれも現存1977年重刻本と酷似する。上部に三官印あり。官印については後述。

03：中央図書館蔵「龍城刻石」、金3376。

墨拓本、15.5×45cm、跋文あり、上部に三官印あり。紙袋に「廣西石刻搨本」と題して「國立中央圖書館惠存：廣西省政府敬贈，卅五年十二月」、欄中の「備註」に「民國卅三年倭寇禍桂，碑石被燬」とある。民国三三年(1944)10月、日本軍は桂林市へ進攻。その後、台湾に逃れた広西省政府によって拓本が中央図書館に寄贈された。当時、広西の省都は桂林に置かれていた<sup>(10)</sup>。その時に「碑石被燬」したのであるが、碑石は桂林ではなく、管内の柳州馬平県（当時柳州江県）<sup>(11)</sup>に在ったはずである。

04：柳州市博物館蔵「龍城刻石」計21幅。

墨拓二〇幅・朱拓一幅、15×46cm。いずれも1966年の文革以前に柳州市博物館によって購入収蔵されたものであり、形状・刻文・字跡等は1977年重刻本と一致するという<sup>(12)</sup>。上部に三官印あり。

05：北京図書館蔵「龍城刻石」、各地651-1・2(二幅)、各地3118-1・2

各地651は97×41cm、各地3118は朱拓本、上部に三官印あり。『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本匯編・清・074』(p6)に「各地651」を収める。一紙の上部に「龍城石刻」(16×46cm)、下部に「大清乾隆四十二年(1777)仲冬宋思仁摩」の「唐柳侯劍銘」を配して拓印したもの。「唐柳侯劍銘」は「龍城石刻」の銘文を指す。柳侯祠に現存<sup>(13)</sup>、71×37cm。宋思仁(1730-1807)は書を善くし、書画の蒐集家

(10) 民国二五年に南寧から桂林に遷され、1949年に南寧に復し、現在に至る。

(11) 馬平県は民国二〇年に柳州県に改名、二六年に柳江県に改名。1949年に柳州市成立。

(12) 陳俊「柳州“龍城石刻”之流變」(上掲p323)。

(13) また『中國西南地區歷代石刻匯編(7)廣西省博物館卷』(天津古籍出版社1998年、p42-44)、『柳侯祠石刻注釋』(廣西人民出版社1993年、p107-111)。



所収の「唐龍城柳碣」を加えておく。甲乙の間では以下の字の差異が比較的顕著である。

でもあったばかりか、かつてわずか一年弱ではあったが柳州知府代理となった<sup>(14)</sup>。

07：上海博物館図書館蔵「柳宗元龍城石刻」

墨拓、三官印あり。戚叔玉(1912-1992)旧蔵、『目録』<sup>(15)</sup>に「行書」「清拓、2張」。二枚を所蔵するが、一枚は乙種。

これらの拓本の字跡や碑石の形状・尺寸は現存石刻の1977年重刻に極めて近く、同一の碑石に基づくもの、一系統と考えてよい。清拓甲種と呼んでおく。これに対して字跡の異なる一類がある。乙種と呼んでおく。「復元字跡対照表」を参照。

1977年重刻本以外は濃淡不揃いであり、不鮮明な部分が多い。今、碑石を同じくすると思われる複数の拓本に基づいて字跡の復元を試みた。また比較のために、後掲する乾隆五七年(1792)『宜祿堂收藏金石記』(六十卷本)

(14) 柳侯祠現存の石刻に「詠柳侯墓」詩に「乾隆四十二年仲冬署柳州郡守宋思仁」、謁唐司戸參軍去華劉(黃)先生祠(擬題)詩に「大清乾隆四十二年仲冬上浣署柳州郡守句吳宋思仁」。『〔嘉慶〕廣西通志〕卷52「職官表・國朝」に「署柳州郡守」のことは見えず、「乾隆四十年」に「宋思仁：江蘇長洲人，增貢，橫州知州」、「乾隆四十三年」に「宋思仁：西隆知州」というのみ。

(15) 上海博物館図書館編『戚叔玉捐贈歷代石刻文字拓本目録』(上海古籍出版社2006年、p285)。

「龍城石刻」復元字跡対照表

	甲	丁	乙	丙	宜禄堂
01	石刻	石刻	石刻	石刻	石刻
02	城柳神	城柳神	城柳神	城柳神	城柳神
03	守驅厲	守驅厲	守驅厲	守驅厲	守驅厲
04	鬼出七首	鬼出七首	鬼出七首	鬼出七首	鬼出七首

甲 丁 乙 丙 宜禄堂

05	福 四 民 制	福 四 民 制	福 四 民 制	福 四 民 制	福 四 民 制
06	醜	醜	醜	醜	醜
07	元 和 十 二 年	元 和 十 二 年	元 和 十 二 年	元 和 十 二 年	元 和 十 二 年
08	柳 宗 元	柳 宗 元	柳 宗 元	柳 宗 元	柳 宗 元

01行の「石」字の「ノ」。甲種は「君」字に近い。「刻」字の「一」の「ノ」。

03行「驅」字の「區」の上部の「一」と次画「丨」。

04行「首」字中の「二」。

05行「福」字の「示」。

06行「醜」字の「酉」の「儿」。

07行「元」字中の「ノ」。「和」字の「禾」。「二」字の上の「一」。

08行「柳」字中の「木」。

## 乙種

01：中央図書館蔵「龍城刻石」、金3366-1～8(八幅)

墨拓本、15.5～17cm×45～46.5cm、上部に三官印あり。甲種の中央図書館所蔵と同じく広西省政府より寄贈された八本であり、銘文・自署・跋文および欠損部分は甲種と同一であるが、微妙に筆致が異なる。

02：北京図書館蔵「龍城刻石」、各地8039・11002

「目録」には「各地8039」を「馬平縣柳侯祠、尾刻明天啓三年龔氏題款」、16×45cm、「各地11002」を「柳州市、尾附刻明天啓三年龔重口正書題記」、16×47cmという。墨拓本、上部に三官印あり。

03：広西博物館蔵「龍城石刻」

『中國西南地區歷代石刻匯編(6)廣西省博物館卷』<sup>(16)</sup>「龍城石刻」(p67)所収、「石藏廣西柳州市柳侯祠。殘碑拓片長20釐米，寬40釐米。楷書，柳宗元撰，龔重重刻。「楷書」・「重刻」は誤り。墨拓。三官印の有無は不明。「前言」(p1)に「其中不少是本世紀三十年代至五十年代拓印的」。民国期の拓本か。縦横(20×40cm)は他の乙種(16×46cm前後)と異なる。「40」は「46」の誤記の可能性もあるが、拓本紙片の大きさ、あるいは拓本の印影から知られる残碑の原型のサイズであろう。

04：上海博物館図書館蔵「柳宗元龍城石刻」

墨拓、三官印あり。戚叔玉(1912-1992)旧蔵。

05：藤原楚水纂輯『增訂寰宇貞石圖』「柳宗元龍城石刻」

河井筌廬監修・藤原楚水纂輯『增訂寰宇貞石圖』<sup>(17)</sup>「柳宗元龍城石刻」(「図版篇」p380)に収める。楊守敬(1839-1915)『寰宇貞石圖』五冊本(光緒八年

(16) 天津古籍出版社1998年。

(17) 興文社、昭和一五年(1940)、国書刊行会覆刻、昭和五七年(1982)。



1882初印、日本・大蔵省印刷局石印出版)およびそれを基に大幅に増補したもの。増訂本「解説篇」(p141)に「柳宗元撰并行書」「廣西柳州府馬平縣柳侯祠内にあつたといつている」とは所引の『[嘉慶] 粵西金石略』に拠ったものか。墨拓。三官印の有無は不明。

縮刷(5×11.5cm)のために鮮明さを欠くが、字跡等は乙種に最も近い。ただ05「福」から07「元」にかけての上部は甲乙兩種よりも若干(1cm)広く拓印されており、原石が異なるようにも懷疑されるが、この部分は乙種の間にも微細な差異が認められ、たとえば中央図書館蔵「龍城刻石」八幅の中でも3366-8が05「福」・06「口(九)」の間の上部分が最も膨らみがある。この点を除く原石の形状および字跡・字間・行間等の配置は乙種に同じ。

なお、沈勤虚・陳子彝編『寰宇貞石圖目録』(民国二一年1932)巻上「光緒本」(11b)<sup>(18)</sup>に「柳宗元龍城石刻：廣西馬平縣柳侯祠。元和十二年、公元八一七年」と記し、楊守敬『望堂金石(初集)』<sup>(19)</sup>は同治九年(1870)から光緒三年(1877)に集めたものを収め、『望堂金石二集』は宣統二年(1910)までに集めたものを収めるが、その中には見えない。また、『寰宇貞石圖』六冊本(宣統元年1909、上海)は初印本に増補削除を加えたものであるが<sup>(20)</sup>、削除されている。さらに魯迅重訂『寰宇貞石圖』(上海書画出版社1962年、楽心龍編輯、上海書画出版社1986年)、謝承仁主編『楊守敬集』(湖北人民出版社・湖北教育出版社1988-1997年)第9冊にも収めるが、「以重印本爲準。凡初印、重印都未收的碑刻，概不增加。原書所收少數翻刻、僞刻，也不刪除，只加說明」(p18)といい、「原書」とは底本重印本を指すのか、同じく削除されている。つまり「龍城石刻」は『寰宇貞石圖』光緒初印本のみにも収められたらしいが未見であり、『増訂寰宇貞石圖』所収がそれに拠ったものかどうか確認できない。

その他、河北第一博物院(現天津博物館)にも収蔵していたようであるが<sup>(21)</sup>、未見であり、甲乙は不明。

---

(18) 『石刻史料新編・第二輯』第20冊。

(19) 『石刻史料新編・第二輯』第4冊。

(20) 他に晚翠軒(東京、中国雜貨輸入商)監造(大正から昭和の戦前までの間)覆刻『寰宇貞石圖』六冊本がある。未見。

(21) 趙繼紅等『柳宗元研究資料滙編』(延辺大学出版社2005年、p205)に「柳子厚龍城石刻拓本」「河北第一博物院半月刊第30期、1932年12月」。

### 丙種

01：同治元年(1862)常維潮重刻本

北京図書館蔵、各地7838。拓本36×50cm、その内「龍城石刻」部分は17×47cm（最長）。常維潮行書跋、同治元年(1862)<sup>(22)</sup>、広東省連州陽山県に重刻。「天啓三年得之井中」の跋文を有する「柳州殘石搨本」を臨摸したものであること明らかであり、01「石」・02「刻」・03「驅」・04「首」・05「福」・07「元」・「二」・08「柳」等の字跡は甲乙兩種の間では乙種に近いが、ただ04「鬼」の「ノ」、07「和」の「禾」は運筆が異なり、06「醜」の「西」は甲種に近い。全体的には乙種の系統に属すといつてよい。

### 丁種

01：民国二二年(1933)周耀文重刻本

原石は柳州市博物館に現存。拓本は同博物館の他に北京図書館蔵各地9617-1、柳州博物館贈、15×47cm。一説によれば<sup>(23)</sup>、周耀文重刻の拠った「龍城石刻」は「原碑被焚，實不確。據悉，原碑現流失在國外」という。「原碑被焚」は前掲の周耀文の跋に見える。民国十七年の火災によって原碑が灰燼に帰したために重刻されたのであるが、上掲の中央図書館蔵本には「民國卅三年倭寇禍桂，碑石被燬」という。当時すでに「碑石」は喪失していた。また、周耀文複製の碑石は柳州博物館に現存するから「倭寇禍桂，碑石被燬」の「碑石」はそれでもない。民国二二年から三三年の間に周耀文複製とは別にまた複製されたものがあり、それがこの「碑石」なのであろうか。

01「石」・03「驅」・04「首」・05「福」06「醜」・07「元」・08「柳」などの字跡は甲種に近い。ただ07「二」は乙種に近く、08「元」の「ノ」は収筆で撥ねており、甲乙いずれとも異なる。甲乙二種以外に別の一種があつてそれに拠ったのか。全体的に観て甲種に最も近いから、臨摸の際に生じた僅かな差異とも考えられる。

以上によって「龍城石刻」は大きく甲乙の二種類に分かれ、微細な差異を考慮すれば、さらに甲種の派生（周耀文本）と乙種の派生（常維潮本）を加えた四種類に分けられる。

(22) 北京図書館の目録は「同治3年(1862)」に作るが、現物は明らかに「元年」。「元」を「三」に誤ったもの。

(23) 楊群「柳州“龍城石刻”新考」（前掲、p75）。

### Ⅲ 清拓と官印との関係

現存する清代の拓本二種と三種類の重刻が確認されるが、それらは次のような系統関係になる。

清拓	重刻	
甲種	柳州市博物館1977年重刻	
	甲種	丁種（民國二二年(1933)周耀文重刻）
乙種	乙種	丙種（同治元年(1862)常維潮重刻）

三種類の重刻と数十枚に及ぶ現存清拓はほぼ甲乙二種類に帰納されるわけであるが、これらが共に清拓であること、つまり原碑が清代あるいはそれ以前に存在したことは、拓本の上部に押されている三つの官印によっても知られる。

三官印はいずれも拓本紙片の上方の余白に押されており、中央の印が最も大きく（方8cm、約二寸五分）、左右二印はほぼ同じ大きさで、中央の印よりやや小さい（方6.3cm、約二寸）<sup>(24)</sup>。拓本甲乙二種ともに各印は向って右に漢文篆書、左に滿文篆書が用いられている。乾隆一三年(1748)に官印の滿文は楷書から一律に篆書（府・県は垂露篆）に改易された<sup>(25)</sup>。したがって二種ともに乾隆一三年以後の採拓であるが、さらに仔細に観れば、次のような相異があり、二種類に分けられる。

A種	滿文篆書	漢文篆書	司獄司印	柳州府經歷司兼管	滿文篆書	漢文篆書	府柳印州	滿文篆書	漢文篆書	縣柳印城
	滿文篆書	漢文篆書	經略司印	柳州府	滿文篆書	漢文篆書	府柳印州	滿文篆書	漢文篆書	縣柳印城
B種	滿文篆書	漢文篆書	經略司印	柳州府	滿文篆書	漢文篆書	府柳印州	滿文篆書	漢文篆書	縣柳印城
	滿文篆書	漢文篆書	經略司印	柳州府	滿文篆書	漢文篆書	府柳印州	滿文篆書	漢文篆書	縣柳印城

- 1) 三番目の官印にA種「柳州府經歷司兼管司獄司印」とB種「柳州府經歷

(24) 『大清(雍正)會典』卷68「禮部・鑄造」によれば外府宣撫司は方二寸五分、外県は方二寸一分、府経略司は方二寸。

(25) 片岡一忠『中國官印制度研究』（東方書店2008年、p287）に詳しい。

司印」との相異がある。『〔嘉慶〕廣西通志』卷36「職官表・國朝・柳州府」（7a）に「經歷司經歷一人。……司獄，乾隆三十一年裁。〔司冊〕といい、たとえば「平樂府」が「司獄，乾隆三十二年裁，事歸經歷。〔司冊〕」であるのによれば、柳州府の司獄司も乾隆三十一年に經歷司に兼管されたものと思われる。したがって官印A種は乾隆三十一年以後の可能性がある。

なお、清拓はいずれも「天啓三年」の跋文を有するが、この碑石は乾隆二八年(1763)に至って柳州柳侯祠に奉納されたものである。詳しくは後述。

2) B種には三官印とも漢文篆書・滿文篆書の他に、その中間にさらに滿文楷書小字一行がある。その滿文楷書は“gubci elgiyengge i(?)ci aniya uyun biya”のように読める。この滿文の意味は「皆が豊かであるの(?)番年九月」、つまり清の年号で「咸豊」の「(?)年九月」を謂う。何年かは未詳であるとしても、咸豊年間(1851-1861)の製造である。この中間に記されている滿文楷書小字は「中行加添字樣」といわれるもので、官印が紛失して再製造した場合、年月・省・官・衙門等が滿文楷書で中間に加えられた。アヘン戦争の勃発する道光十九年(1839)に始まる<sup>(26)</sup>。柳州府は咸豊六年に大成軍(李文茂)によって陥落し、八年六月に清朝軍によって奪回されるが、十月にまた大成軍(陳宝等)によって占領され、十年に湘軍によって奪回される。「龍城石刻」官印B種の「中行加添字樣」が咸豊年月であるのはこの太平天国の乱と関係がありはしないか。

興味深いのは三官印の二種類が拓本の二種類に対応しているということである。つまり拓本甲種には官印B種が、拓本乙種には官印A種が押されており、この点からも拓本が系統を異にしていることが立証され、さらにこの官印の相異によって甲乙の先後を推測することもできる。

官印B種は咸豊年間（十年か十一年）の製造であるから、これを有する清拓甲種は一般的に考えて咸豊年間以後に採拓されたものである。このことは清拓甲種の中に同一紙上にそれ以前の「乾隆四十二年仲冬宋思仁摩」拓本を附すものがあることと矛盾しない。いっぽう官印A種が押されている拓本乙種は咸豊年間(1851-1861)以前にして乾隆三十一年頃以後の間、さらにいえば恐らく乾隆四二年(1777)十一月以後の間の採拓であろう。咸豊年間以後には官印B種を有する清拓甲種が出現している。また丙種は咸豊直後の同治元年（1862）にあっ

(26) 『中國官印制度研究』(p338)に詳しい。

て乙種の系統に属しているが柳州ではなく連州で重刻されていること、さらに丁種(民国二二年1933)と1977年重刻がいずれも咸豊年間(1851-1861)以後にあって甲種の系統に属する、つまり連続していることによって、柳州には清拓乙種の方が甲種に先立って存在していたと考えられる。そうならば甲種は乙種に拠って重刻された可能性が高い。清拓は咸豊年間以後に乙種から甲種に入れ換わったわけである。甲種が乙種からの重刻であれば、あるいは共に重刻であれば、甲乙が同時に併存していたことも考えられるが、甲種で官印A種を有するもの、逆に乙種でB種を有するものは、管見によれば現時点では知られていないから、乙種がより古いと考えざるを得ない。

時 期		清拓	
		甲	乙
官印	A=乾隆三一年(1766)以後	-	+
	B=咸豊年間(1851-1861)以後	+	-

このように官印との関係から見れば、清拓は乙種から甲種へ移行したことが推測されるが、なぜ、いつこのような交代現象が起こったのか。歴代の石刻著録を調べるに、しかしこの二種の他にも刻文内容を異にする拓本があった。

#### IV 歴代の著録と拓本の異同 (1)

「龍城石刻」は明清に著録が見え、録文も少なくないが、そこには釈読による異同だけでなく、文字そのものにも異同があり、さらに拓本を採った碑石の大きさにも異同があったようにも思われる。つまり異なる複数の石刻が存在したのである。以下この点について、根拠史料を可能な限り時代順に排して見てゆく。

##### 乾隆二八年(1763)以前

01：明・崇禎十年(1637)、『徐霞客遊記』巻3下「粵西遊日記」<sup>(27)</sup>

十六日：……出東門，過唐二賢祠，由其內西轉，為柳侯廟。柳侯碑在其前，乃蘇子瞻書「韓文公詩」。其後則柳墓也。余按『一統志』<sup>(28)</sup>，柳州止有劉黃墓而不及子厚，

(27) 褚紹唐・吳應壽整理『徐霞客遊記』(上海古籍出版社1980年)巻3下「粵西遊日記」(p367-369)。

(28) 『大明一統志』巻83「柳州府・陵墓」(26a)。

何也。容考之。急趨天妃(廟)。……十八日：……又西過唐二賢祠，覓搨碑者家，市所搨「蘇子瞻書「韓辭」」二紙。更覓他搨，見有「柳書“羅池題石”」一方，筆勁而刻古，雖後已剝落，而先型宛然。余囑再索幾紙，其人欣然曰：“此易耳，即為公發剛出一石搨，乃新摹而纔鑄之者。”<sup>(29)</sup>問：“舊碑何在。”曰：“已碎裂。今番不似前之剝而不全矣。”余甚惋惜，謝其新搨，祇攜舊者一紙并「韓辭」二大紙去。

徐霞客弘祖が柳州を訪れたのは崇禎十年(1637)六月。柳侯廟近くで二種類の拓本を購入した。その一つ「蘇子瞻書韓文公詩」と「蘇子瞻書韓辭」は同一物、いわゆる蘇軾書「荔子碑」(嘉定十年1217)である。柳侯祠に現存。縦2.3m、横1.3m、ゆえに「大紙」という。他の一つは「柳書羅池題石」であり、この句は柳宗元が石に書した「羅池」という題字を意味するようにも読めるが、柳州柳侯廟にあって「柳書」と見做され、「羅池題石」と呼ばれ、かつ簡単に鑄石でき、小さくて「筆勁而刻古」という特徴を満たすものとしては、今日の所謂「龍城石刻」を措いて他に考えられない。今、徐霞客の記録によって次のことが知られる。

1) 石刻「柳書“羅池題石”」は明末に近い時期に、柳州府馬平県の「柳侯廟」に「已碎裂」「不全」ながら存在した。「柳侯廟」は後の柳侯祠、先の羅池廟。

2) 石刻を「羅池題石」と呼ぶのは、それが羅池廟に安置されていたため、あるいは柳宗元撰と伝承されて来た宋人偽作『龍城録』巻下の「羅池石刻」条に由来するとも考えられるが、いずれにしても徐霞客が命名したのではなく、当地での呼称に基づく。

3) 石刻が「柳書」と見做されたのは、単なる伝承ではなく、また伝承の根拠となる伝柳宗元撰『龍城録』「羅池石刻」との共通からだけでなく、現存する清拓や重刻に「元和十二年柳宗元」とあるように、そのように判断可能な自署があったからではなかろうか。

4) 「舊碑」石は「後已剝落，而先型宛然」「已碎裂。……剝而不全」、破損していたが原型は想像できた。清拓等の状態もこれと同様の説明が可能であるが、後部に崇禎十年(1637)以前の「天啓三年(1623)」跋文が刻されている。後掲する『〔乾隆〕柳州府志』の項で詳述するが、「天啓三年」跋文本が出土するのは

(29) 緒紹唐等校点本は「其人欣然曰：“此易耳。”」とするが「曰」は「一石搨」あるいは「纔鑄之者」まで含むであろう。ただし「乃新摹而纔鑄之者」は小字で書かれるべき注記であった可能性もある。

乾隆二八年(1763)。明代の「舊碑」石はこの跋文を有さないものであったのではなかろうか。

5) 最も注目したいのがすでに明代に複数の翻本が存在していたという事実である。「即為公發剛出一石搨」「乃新摹而纔鑄之者」「新搨」、当地で容易に模刻が行われていた。拓本が護符として流布していたため、翻刻採拓を生業としている者がいたようである。

02：明末、『唐碑帖跋』<sup>(30)</sup>卷4「柳宗元」(3b)

「柳州石刻」：元和十二年。

詞曰：“龍城柳神所守驅厲鬼出七首福四民制九醜。”柳宗元書。石高七、八寸，書法縱逸。柳自矜其書，所云“柳家新樣元和脚”<sup>(31)</sup>也。與劉禹錫、崔黯論書<sup>(32)</sup>，可見其精于書。惜哉，文博而書鮮傳也。子厚自云：“家有右軍(王羲之)書，每紙背庚翼題云：王會稽六紙，二月三十日〔嘗觀〕。”<sup>(33)</sup>

刻文内容は「詞曰」以下に示されているが、題下に「元和十二年」というのは自署にあったからであり、更に「柳宗元」も刻されていたであろう。ただし名「宗元」ではなく「子厚」であった可能性が高い。そのことは後掲する『金石録補』等の清初の著録との類似からも推測される。書体は明記されていないが、「書法縱逸」というから草書体に近いものであった。

拓本の入手は明代後期であろう。『四庫全書總目提要』卷87・史部43「目錄類存目」には「明・周錫珪撰，錫珪字禹錫，會稽人。是書所載皆唐碑，惟末附五代楊凝式一人。皆就錫珪所見，各爲題跋」とあるのみで、『唐碑帖跋』の成立年代および周錫珪の生卒年については未詳であるが、清・汪楫『崇禎長編』卷22「崇禎二年五月庚戌」に「督師尚書袁崇煥疏言：“臣於本月十二日登舟出海，……臣門下士周錫圭謂‘皇上聲靈赫濯，正當令東江將吏重睹威儀。’於是奉劍印以行……”」と見える周錫圭は周錫珪ではなかろうか。後の姚際恒(1647-1715?)『好古堂家藏書畫記』に「紹興周禹錫」が頻見し、卷上「宋拓李北海雲麾碑」には「爲周禹錫所藏，跋云：“自見「雲麾」無踰此本，丁丑以重值得之，

(30) 周錫珪(明末清初)撰。『石刻史料新編・第四輯』(民國九五年2006年、臺北新文豐出版公司)第1冊所収「東浦沈大寧子遠氏校本」。

(31) 劉禹錫「酬柳柳州家雞之贈」詩。

(32) 子厚「報崔黯秀才論爲文書」(卷34)。

(33) 子厚「殷賢戲批書後寄劉連州并示孟崙二童」詩(卷42)題下注、百家注本に「公自注云：家有右軍書，每紙背庚翼題云：王會稽六紙，二月三十日」。詁訓本には「日」下に「嘗觀」二字あり。

南都珍重勿失，有詹仲舉（元人）、羅龍文（明・嘉靖間の人）收藏印。”という。「宋拓李北海雲麾碑」の跋文は『唐碑帖跋』巻2「李邕」の「雲麾將軍李思訓碑」（28a）・「雲麾將軍李秀碑」（31a）には見えないが、『好古堂家藏書畫記』は「康熙己卯（三八年1699）記」であるから、周禹錫「跋」にあったという「丁丑」とは清・康熙三六年（1697）ではなく、明・崇禎十年（1637）であろう。また『唐碑帖跋』は、巻1「皇甫府君碑」（14b）に「萬曆戊子（十六年1588）……作亭覆之。丙申（二四年1596），亭圯，壓碑中斷」、巻3「坐位帖」（16b）に「崇禎末年，內出「坐位帖」、「雲麾碑」、永師「千文」諸墨」というから、「崇禎末年」十七年（1644）以後の成書であるが、同書中には他に「甲申」・「庚寅」・「癸巳」・「甲午」等の干支が記されており、その中で巻2「夷齊廟碑」（5a）に「頃見吳門顧（字）雲美（名）蒼有宋搨，見之使人心折。己巳夏，至北平，將謁孤竹廟」というのが最も晚い。「己巳」が崇禎二年（1629）ならば「甲申」は万曆十二年（1584）。『唐碑帖跋』の「柳州石刻」の入手・採拓は万曆・崇禎の間にあり、徐霞客が柳州で入手した崇禎十年より早い可能性さえある。

現存する重刻碑石の大きさは縦（最長）17cm・横（最長）46cm、これは現存する清拓の原石および後に掲げる乾隆二八年奉納石刻の「縦五寸，横一尺四寸」「横尺餘，高六寸」「碑徑五寸餘，廣尺許」にほぼ一致するが、「石高七、八寸」はそれよりもひと回り大きい。明・清の1尺は表の通り。

＼	裁衣尺	量地尺	營造尺
明	34 cm	32.7cm	32 cm
清	35.5cm	34.5cm	32 cm
民国	33.3cm		

当時、拓本のサイズを測るのにいずれが用いられたのか分からないが、民国期に刊行された四部叢刊には『増廣註釋音辯唐柳先生集』の扉裏に「上海涵芬樓用元刊本景印：原書板匡，高營造尺六寸二分，寬四寸一分」とあるから、少なくとも版本については營造尺を用いるのが一般的であったようであり、營造尺であれば「縦五寸，横一尺四寸」は明・清ともに16cm、44.8cmであり、「石高七、八寸」は明らかに一両寸（3.2～6.4cm）大きいが、仮に裁衣尺であっても明の「七、八寸」は23.8～27.2cm、清の「五寸」「五寸餘」「六寸」は17.75～21.3cm、清の石刻は約20cmであり、明の最小24cmに比べても4cmの差があったこと



になる。4cmの差は清尺で寸(3.55cm)として測量可能であり、明の「七、八寸」と同一物であるならば清尺でも「七寸」以上で示されるはずである。それを「六寸」「五寸餘」「五寸」というのは明らかに大きさを異にしていたのである。

この差異は碑石そのものの相異というよりも、碑石の破損と関係があるのではなかるうか。清拓等では01行から06行にかけて「龍」・「所」・「九」等つまり上部が欠損しているが、「詞曰」の録文によってこの部分に欠損がなかったと考えれば、それが4cm余の差になって現れたということで説明はつく。仮にそうであるとしても問題は横幅である。「高」を記録するのみでなぜか横幅が略されている。現存重刻・現存清拓およびその所拠である乾隆二八年奉納石刻は横幅がほぼ一致するが、それらは銘文・自署の前に01題「□□石刻」、後に09以下「天啓」跋文三行を有する。題の有無は不明であるが、少なくとも跋文は乾隆二八年石刻に至って出現する。そこで『唐碑帖跋』所載本と乾隆二八年本等の銘文・自署が同じ字径、同じ行数であったならば、『唐碑帖跋』所載本の石刻の横幅は、不自然な余白がない限り、乾隆二八年本等よりも狭いはずである。他にも石刻のサイズを記録する者があるが一樣ではないので、ここで注意しておく。

03：清初、『古林金石表』<sup>(34)</sup>(49b)

「柳子厚書」：草書。元和十二年。柳州府。

録文はないが、書者・書体・年代・所在地から見て所謂「龍城石刻」を指すであろう。撰者曹溶は蔵書家、『學海類編』の輯者として著名。後掲の『觀妙齋藏金石文考略』に寄せられた金介復「序」（雍正七年1729）に「視曹氏『古林金石表』不減其數<sup>(35)</sup>，可謂富矣」という。『金石文考略』十六巻の前にあつて代表的な石刻著録として知られていた。成立は曹溶の卒年康熙二四年(1685)を下ることはなく、「柳子厚書」拓本の蒐集もそれ以前である。

この「元和十二年」も自署に拠るはずであるが、注目したいのは「柳子厚書」と題する点である。先の『唐碑帖跋』は「柳宗元書」に作っているが、名「宗元」が刻されていたのを字「子厚」に改めたとは一般的には考えにくい。同書中では「南海廟碑：正書，韓愈撰，陳諫書，元和十五年，廣州府」、「摩崖韓退之題字：應即老君堂後岩上所刻“韓愈、吳丹過此”六字」、「白居易遊濟源詩：

(34) 曹溶(1613-1685)撰、康熙二四年卒。『石刻史料新編・第二輯』第20冊。

(35) 『古林金石表』は一卷のみであるが、収録数は「序」によれば「八百餘本」。

行書、大和五年、濟源縣」、名・字を用いて不統一である。しかし後掲の『觀妙齋藏金石文考略』のように「柳子厚」とする記録もあるから、恐らく同じ系統にあって、題名「柳子厚書」は自署の刻文に拠ったのであり、「柳宗元」とあったものを「柳子厚」に改めたのではなかろう。つまり自署に「柳子厚」とあったために、『古林金石表』はそれを採用し、『唐碑帖跋』はそれが字であるために名に改めたと考えられる。

04：清初、『金石録補』<sup>(36)</sup>卷19「跋尾」（8a）

「唐羅池石刻」：右石刻云：“龍城柳神所守驅厲鬼出七首福四民制九醜。”元和十二季□月□日，柳宗元書。按韓昌黎「柳州羅池碑」序：“宗元與其部將魏忠、謝寧、歐陽翼飲酒驛亭，謂之曰：‘明年吾將死，死而為神，後三季為廟祀我。’及期而死，三季，夢翼而告曰：‘館我於羅池。’”云云。觀此石刻，行書放縱，詞氣壯厲，其生前固有沒而為神之意。宋·陳思『書小史』（咸淳三年1267序）引「臨池〔妙〕訣」云：“宗元與劉禹錫得筆法于皇甫闕，以柳為入室，劉為及門，宗元頗自矜其書，然亦不甚工。”<sup>(37)</sup>此刻漸入狂怪，似非工于書者。

子厚の実蹟と認めているようであるが、その石刻の字は書に工みな者の筆ではなく、「行書放縱」「此刻漸入狂怪」、草書体に近いものであった。

なぜ「羅池石刻」と題するのか。それは徐霞客のいう「羅池題石」に近い。「羅池石刻」の名は『龍城録』の条に見え、また「石刻」と「羅池」の関係および銘文もそれにつぶさであるが、『龍城録』にはまったく言及せず、銘文との類似について韓愈「柳州羅池廟碑」を引く。これはその題名が『龍城録』の「羅池石刻」条に拠って『金石録補』の編者が名付けたものではないことを告げており、そうならば石刻の首行に「羅池石刻」とあったのではなかろうか。しかし先の『唐碑帖跋』は「柳州石刻」と題しており、断定に躊躇する。

次に留意すべきは録文である。「右石刻云」が「龍城柳神所守驅厲鬼出七首福四民制九醜」までか、さらに「元和十二季□月□日柳宗元書」までか明確にしがたい。銘文には欠落した所がなく、しかも柳宗元の自署では「年」を異体字「季」に作り、更に月日も刻されていたかのようなのである。『唐碑帖跋』等の

(36) 葉奕苞(1629-1686)撰、康熙十九年(1680)成書、道光二十四年(1844)刻(別下齋校本)。『石刻史料新編・第一輯』第12冊。

(37) 陳思輯『書苑菁華』卷19、また『佩文齋書畫譜』卷3(『書苑菁華』より採録)に収める盧携「臨池妙訣」とやや異なる。

記録によっても「元和十二年」「柳宗元」が刻されていたことが推測されるが、「□月□日」の言及はない。また、以下に掲げる筆者の知り得た所で月日及びぶ例は皆無である。『唐碑帖跋』等とやや異なる別の一翻刻であった可能性も考えられるが、しかしそのような自署の刻文があったならば、一般的にいて、年に止めて月日の記載を略したとは考えにくい。また、現存清拓によれば碑石は「年」字以下が断缺しているが、碑石の幅がほぼ一定であったことから推測して月日の四字が刻される余地はない。そうならば現存する清拓とは形状もかなり異にしたはずであり、「元和十二季□月□日柳宗元」は、現存清拓が07「元和十二年」・08「柳宗元」の二行であるから、「元和十二季」「□月□日」「柳宗元」の三行と考えるべきであろう。そこで気になるのが「□月□日」の表記である。この部分が確かに存在したならば、缺字は不鮮明であったことによると考えるべきであるが、「元和十二季」と「柳宗元」の二行は鮮明であって、その間にある一行が、しかも数詞部分のみが判読できない状態にあったとは考えにくい。「□月□日」はむしろ「元和十二季」とあったことによる類推なのではなかろうか。ただ『金石録補』では他の例に照らしても「季」と「年」が明らかに区別されており、『唐碑帖跋』等のいう「元和十二年」とは直接の録文中ではないから「季」を「年」に改めたことが考えられるが、その逆、つまり引用する韓愈「柳州羅池廟碑」によって「年」ではなく「季」を用いたとも考えられる。また、自署中の「柳宗元」に至っても本来は「柳子厚」と刻されていたのを名「宗元」に改めたものとするならば、『唐碑帖跋』等とも矛盾しない。

05：雍正七年(1729)以前、『觀妙齋藏金石文考略』<sup>(38)</sup>卷12(17a)

「柳宗元書」：所題三言六句，末一行“元和十二年”，柳子厚書。

本書は編集方針として各石刻に関する歴代の著録に見える按語・跋文等を附し、かつ「光暎識」撰者自身の識語を加えるが、この石刻についてはそれらが見えない。

注目したいのは「柳宗元書」と「柳子厚書」が明らかに区別されている点である。銘文末に自署があり、恐らく字「子厚」に作られていた。ただし現存清拓では自署「元和十二年柳宗元」に作り、二行になっている。「末一行」が「元和十二年」五字であったならば先の『金石録補』の「右石刻云」も「龍城

(38) 李光暎(?-1736)撰、雍正七年(1729)刊。刊本未見。『欽定四庫全書』史部十四・目錄類二(『石刻史料新編・第三輯』第34冊はこれに拠る)。

柳……制九醜元和十二季□月□日」までで、「柳宗元書」を含まないであろう。しかし標題には「柳宗元書」とあるから著名な名を字に改めた上で書者の記載を、しかも十数字の極めて短い著録文の中で、繰り返す必要はない。刻文中に「柳子厚」とあることによって「柳宗元書」と題したと考えるべきである。「末一行」は自署中の一文を指す、あるいは「一」は「二」の誤りではなかるうか。

06：乾隆三年(1738)以前、『御選唐宋文醇』<sup>(39)</sup>卷14「河東柳宗元文四・報崔黯秀才書」(1b)

宗元善書、今「龍城柳」石刻猶存。

弘曆帝にも石刻の存在が知られており、手書と考えられていた。銘文最初の一句「龍城柳」を以て呼ばれていたこと、石刻が広く流布していたことが知られる。

—— つづく

(2011. 8. 30)

\*本稿は科研費(課題番号23520433)による研究成果の一部である。

---

(39) 弘曆帝高宗撰、乾隆三年(1738)自序、光緒三年(1877)刻。台湾中華書局印行本(民国五八1969年影印)。